デイサービスセンター花しょうぶ　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ケーシーシーが開設するデイサービスセンター花しょうぶ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業（以下「第１号通所事業」という。）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護等に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第２条　運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）　事業は、利用者の要介護又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

（２）　事業者自らその提供する指定通所介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（３）　事業の提供に当たっては、通所介護計画又は介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

（４）　事業の提供に当たる従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

（５）　事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

（６）　事業は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（７）　事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（８）　指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報のその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　デイサービスセンター花しょうぶ

（２）所在地　　大分県中津市下池永２２７番地１

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

管理者は、通所介護計画又は介護予防通所計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）生活相談員　１名以上（介護職員と兼務）

生活相談員は、生活指導その他の事業の提供に当たる。

（３）看護職員　　１名以上（機能訓練指導員、介護職員と兼務）

看護職員は、看護その他の事業の提供に当たる。

（４）介護職員　４名以上

介護職員は、介護その他の事業提供に当たる。

（５）機能訓練指導員　１名以上（看護職員、介護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の事業の提供に当たる。

（営業日、営業時間等）

第５条　営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　月曜日から土曜日までとする。　ただし、年末年始１２月３１日から１月３日までを除く。

（２）　営業時間　　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（３）　サービス提供時間　午前９時から午後４時３０分までとする。

（４）　延長時間　なし

（利用定員）

第６条　利用定員は 30 人とする。

（事業の内容）

第７条　この事業所が行う事業の内容は、次のとおりとする。

（１）　生活等については相談、助言

（２）　機能訓練

（３）　必要な日用生活上の世話

（４） 健康状態の確認
（５） 送迎
（６） 食事の提供
（７） 入浴

（利用料その他の費用の額）
第８条　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣または保険者が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。
２．次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定通所介護等に要した交通費は、その実費分を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道１㎞ごとに２５円を徴収する。
３．全２項の他、次に掲げる費用を徴収する。
食費　　５６５円／日
おむつ代　実費
４．前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業の実施地域は、中津市、宇佐市、福岡県豊前市、上毛町、吉富町の区域とする。

（衛生管理等）
第１０条　１．利用者の使用する施設、その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
２．この事業所において感染症が発生し、又は、蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。
３.従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
（サービス利用に当たって留意事項）
第１１条　サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
（１）事業所内では飲酒しないこと。
（２）喫煙は、定められた場所ですること。
（３）従業者の指示に従うこと。

（緊急時における対応方法）

第１２条　事業に当たる従業者は、現に事業の提供を行っている利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１３条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第１４条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を 検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

（非常災害対策）

第１５条　緊急連絡網を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救助・消防訓練等を年２回実施する。また、防火管理について責任者を配置し、消防計画を作成する。

１）次の防災設備について常に使用出来るよう整備しておく。

イ　消火器

ロ　非常口等の非難設備

ハ　火災報知器等の警報設備

２）防火設備火気取り扱いの場所等の点検と実施

３）消火、非難、救出に対する訓練

４）訓練に当たっては、あらかじめ職員の分担事項を定め常に掲示しておく

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１６条　事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、施設の整備又は、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

・虐待防止に関しての責任者は管理者が行う。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（提供拒否の禁止）

第１８条　事業所は、正当な理由がなく通所介護の提供を拒まないものとする。

（事故発生時の対応）

第１９条　事業者は、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村・利用者の家族・居宅介護支援事業者または地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

前項の事故の状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第２０条　１.事業所は、事業に当たる従業者の資質の向上のための研修を、次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

事業所はすべての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

（１）採用時研修　　採用後１か月以内

（２）継続研修　　年４回

２．従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密をもらしてはいけない。

３．従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４.事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文章により、同意を得るものとする。

５.事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

６.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ケーシーシーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（個別援助計画の作成等）

第２１条

１．事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況ならびに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった事業介護計画を作成する。

２．　通所介護計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

３．利用者に対し、事業介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

４．サービスに関する記録や計画書等は５年間は保存するものとする。

（事業廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第２２条

事業所は、事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１ヶ月前までに、次に掲げる事項を県・市に届けることとする。

（１） 廃止し、又は休止しようとする年月日

（２） 廃止し、又は休止しようとする理由

（３） 現に通所介護・通所型サービスを受けている者に対する措置

（４） 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附則

この規定は、令和６年12月１日から施行する

この規定は、令和７年２月１日から施行する

この規定は、令和７年５月１日から施行する